

令和7年

第6回 農業委員会総会（月例会）議案

令和7年5月7日

前橋市農業委員会

令和7年 第6回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和7年5月7日 午後1時54分
- ・閉会日時 令和7年5月7日 午後3時14分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	24番 猪岡 正一	

・欠席委員（1人）

23番 町田 祐介

・事務局出席者

事務局長 関沼 明也	副参事 井草 依早子	局長補佐 高山 幸治	係長 山田 正史
副主幹 望月 優至	副主幹 田部井 絢子	主任 田中 惇也	主事 山崎 佑香
主事 濱上 裕香	主事 高橋 翼		

・付議事件

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号 農地法の規定による許可の取消しについて（5条）
議案第25号 農地一時転用許可期限延長願いについて（4条）
議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第28号 競売農地の買受適格証明願いについて（耕作目的）

・協議事項

（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
（2）令和6年最適化活動の点検・評価について

・報告事項

（1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
（2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
（3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
（4）現況証明交付状況について
（5）農地転用等の意見聴取の結果について

事務局長

それでは、これより令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長
事務局長

◇(挨拶)

ありがとうございました。続きまして、本日の出席状況について報告いたします。本日の欠席通告者は、23番 町田 祐介委員 の1名であります。従いまして在任委員24名中23名の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。

議 長

それでは、令和7年第4回農業委員会総会を開催いたします。初めに前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。13番 阿久津 昌枝委員、14番 松田 智之 委員、をお願いいたします。なお、総会での発言については、会議規則に基づき、挙手をして自己の議席番号及び氏名を告げ、議長の許可を求めてから発言をお願いします。発言は審議に関するものとし、要点をおさえ、簡潔にお願いします。特に議題外にわたったり、議題そのものの範囲を超えたりしないようご注意ください、議事のスムーズな進行にご協力をお願いします。

議 長

それでは、議事に入ります。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から16番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

18番委員

18番です。8番の単価が高いと思うのですが、簡単に宅地化できるようなところですか。

田部井副主幹

申請地は市街化調整区域の農用地となっていますので、宅地化するのであれば除外の手続きからになりますので、簡単に宅地にはできない場所となっております。

議 長

他にご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号14番から16番は、5条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1番から13番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第24号 農地法の規定による許可の取消し第5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

その他ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第24号農地法の規定による許可の取消し第5条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第25号 農地一時転用許可期限延長願い 4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇(説明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに

賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第25号 農地一時転用許可期限延長願い4条許可については、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第26号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事

◇ (説 明)

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

議 長

◇ (意見、質問等なし)

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

議 長

◇ (挙 手)

全員賛成でありますので、議案第26号農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から2番を許可とすることに決定いたします。

議 長

次に、議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から25番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹

◇ (説 明)

議 長

なお、整理番号9番、13番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

(19番委員)

ご報告いたします。整理番号5条の9番、売買、堆肥舎の申請です。現地・面接調査案内図は、1ページから8ページです。申請地は桂萱東小学校から東北東約1.7kmに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は、5ページをご覧ください。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は肥育牛の育成を主たる事業としており、育成牛200頭、成牛500頭、合計700頭を飼育しています。従業者数は、5人です。年間出荷頭数は300頭で、年間売上額は3億円ほどのことです。堆肥舎が不足しているため、既存施設に隣接する申請地に堆肥舎を建築したく申請するものです。申請地には、建築面積779.40㎡の堆肥舎を建築します。造成・整地についてですが、申請地は湿潤地であることから、碎石で40cm高くします。堆肥舎及び堆肥仮置場はコンクリート舗装し、浸透貯留槽の表面は、機械を置くことができるように締固めできる碎石舗装とします。出入口は南に設けますが、農業用水路があるため、車両運行可能な横断水路に改良して通行するとのことです。雨水については、申請地の北側に浸透貯留槽216㎡を設置し、処理します。調査班としましては、堆肥舎の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の13番、売買、露天資材置場の申請です。現地・面接調査案内図は、9ページから15ページです。申請地は、上毛電鉄粕川駅から北東に約320mに位置し、北側は宅地と農地、南側は雑種地、西側は道路、東側は水路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。現地案内図は、12ページです。面接には申請法人の代表者及び申請代理人が来られました。申請法人は、本市に本社を構え、建物・工作物に用いる重量鉄骨の加工、建築工事を主に営んでおります。従業員は、13名、年間の売上額は、3億5千万円ほどのことです。現在、資材置場が不足しており、製品を段積みし、保管しており、大型地震の発生等による製品の崩落事故が懸念される状況とのことです。作業効率と安全の両面から事業用地の確保が喫緊の課題となっているため、申請地を資材置場として利用したく、申請するものです。申請地は、鉄骨製品の保管場所として利用するとのことです。土地の造成は、西側道路の高さに合わせ整地し、碎石敷きにします。いずれは、門型クレーンを設置したいとのことです。周囲には、1.2mのフェンスを設置します。雨水は自然浸透とのことです。西側道路との間に水路がありますが、関係機関と協議し、適正に処理するとのことです。調査班としましては、資材置場の必要性、事業の確実性が伺えること、被害防除対策が取られていることから、許可相当と判断しま

した。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇ (意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号23番から25番は、3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇ (挙 手)

議 長

全員賛成でありますので、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号1番から22番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号14番から16番、農地法第5条の整理番号23番から25番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

◇ (説 明)

望月副主幹

◇ (説 明)

議 長

なお、農地法第3条の整理番号15番、16番、農地法第5条の整理番号23番、24番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長

(19番委員)

ご報告いたします。①として整理番号3条の15番、5条の24番。②として整理番号3条の16番、5条の23番という2つの申請が出されていますので、同一でご報告いたします。営農型太陽光発電施設の一時転用期間3年経過後の10年間の更新手続きです。申請人は認定農業者で、10年間の一時転用が認められています。現地・面接調査案内図は、16ページから102ページです。申請地は、①として、上毛電鉄新屋駅から南西約200mに位置する農振農用地区域内にある農地、②として、上毛電鉄樋越駅から南東約680mに位置する農振農用地区域内にある農地です。現地案内図は①は、20ページ、②は、83ページをご覧ください。面接には、営農者かつパネルの設置者である法人の代表者が来られました。現地調査の結果、太陽光発電施設の下部の農地には、10mほどの間隔で、①には、44本、②には、57本の梅の木が作付けされていました。梅の種類は、白加賀、和郷、麗和とのことです。現状では、生育期間が不足しているため収穫に至っていませんが、生育は順調で、植え付けから5年を迎える令和9年から収穫を始め、徐々に収量を増やし、植え付けから10年ほどで、単収8割を確保する計画となっています。今後も適正に管理を続け、収量確保に努めるとのことです。現在、榛東村他6か所で営農型太陽光発電に取り組んでおり、下部農地では、梅が順調に生育されているとのことです。

出荷先は、J Aと市内の梅の加工食品を製造・販売する会社を予定しており、1kgあたり250円から300円ほどで出荷し、申請地での年間の売上額は、当初は2万円ほどですが、収量が増えたあかつきには、50万円ほどを見込んでいるとのことです。調査班としましては、梅の生育もおおむね順調であり、営農の確実性が認められるため、許可相当と判断しました。

山崎主事

事務局から補足の説明をさせていただきます。申請人の梅の植栽状況につきまして、現地・面接調査の中で「面積に対する植栽本数は適切なものなのか」「10mの間隔は広すぎるのではないのか」ということが論点になり、その確認をするために、前橋以外の圃場を訪問し現地確認をさせていただきました。参考資料の営農型太陽光をご覧ください。まず、榛東村にある営農型太陽光です。こちらは樹齢3年の苗木を植えて5年ほど経過したところで、梅の木の植栽間隔は7～8mです。順調に成長し、パネルの下部に枝を広げ、実をつけている様子が見られました。約10年で成木になるとのことで、まだ1.5倍程まで大きくなるようですが、すでに枝同士が絡まって干渉しており、7～8mでも間隔は不十分とのことでした。

次に、その他圃場として、太陽光ではない梅林のなかで、樹齢13年程の成木の圃場を訪問しました。植栽間隔は5～6mで、枝がぶつかり合い、上に向かって伸びている様子でした。本来は、枝が下の方に向かって垂れるように伸ばしていくのが、梅の品質面でも収穫の面でも理想的であるとのことです。来年以降に1列間引く予定とのことでしたが、10年以上手をかけて育て

て、成木になりピークを迎えたところでこのようになってしまうとコストもかかりもったいなく、品質もより良いものをつくりたいということで、他の圃場では最初から密植させずに、植栽間隔を調整して植える方法をとっている、とのことでした。実際にその他の圃場では、10m程の間隔をとって植栽している様子が見られました。また、参考資料として、収穫機の実際の写真や、梅の栽培に関する研究雑誌や技術書の一部を申請人よりいただいたものを最後に添付しております。現地確認を行った所感としては、申請人は認定農業者として、拠点である榛東村・高崎市を始め、各地で耕作放棄地の解消に努めながら、効率的で良質な農業を行うことを目指している、とのお話もあり、現地の営農状況に問題はなく営農意欲を十分に感じられる内容だったと思います。補足説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地法第3条の整理番号14番から16番、第5条の整理番号23番から25番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号14番から16番、農地法第5条の整理番号23番から25番を許可とすることに決定いたします。

議 長

なお、営農型太陽光発電施設の下部農地の面積が3,000㎡を超える許可処分については、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おき願ひます。

議 長

次に、議案第28号 競売農地の買受適格証明願ひ 耕作目的について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田部井副主幹

議 長

◇（説 明）

なお、整理番号1番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

調査班長
(19番委員)

ご報告いたします。買受適格証明（耕作目的）の1番です。現地・面接調査案内図は、103ページから121ページです。申請地は、天川大島町三丁目地内の農用地区域内農地です。現地案内図（航空写真）は、120ページです。面接には、申請人が来られました。申請人は、15年ほど前から片品村の5アールほどの農地で、花豆、長ネギ、ジャガイモなどを栽培しています。片品村と前橋市では、標高が違うので、時期をずらして、ジャガイモ、キュウリ、ミニトマトなど多品種を栽培したいとのことで、申請地を取得したく申請するものです。申請地では、ジャガイモ、なす、里芋を栽培する計画だそうです。また、申請地には、柿や桃などの果樹が植えてあり、果樹についても維持していきたいとのことでした。農業従事者は、申請人と妻、妻の兄の3名で申請人夫婦は榛東村に在住で、妻の兄は広瀬町に在住です。また友人が遊びがてら作業を手伝ってくれるとのことです。機械は、耕運機と刈り払機を自宅に所有しており、自家用車で農地まで運べるとのことです。近所の農家と親しくなって、この地域の農法を教えてもらいながら長く農業を続けていきたいとのことです。出荷は行わず、自家消費するとのことです。申請地を取得できたあかつきには、前橋市と片品村での農業を両立したいとのことです。調査班としましては、営農意欲もあり、将来のあるべき姿までを思いを巡らせていることが伺えたため、適格相当と判断しました。以上です。

議 長

以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇（意見、質問等なし）

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第28号 競売農地の買受適格証明願ひ耕作目的について、整理番号1番を適格とすることに決定いたします。

議 長 なお、当該願ひ出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願ひの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

議 長 次に、協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

濱上主事 ◇(説明)

議 長 なお、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

特別調査班長 令和7年3月17、25日に特別調査班で非農地判定の調査を実施しましたので、現地調査の結果を地図番号1番から42番まで順に説明いたします。今回の重点地区は宮城地区、富士見地区で、他に申出があった土地が対象となります。

(13番委員)

地図番号1番、本人申し出で、農地として管理されておらず、宅地に面しているため、非農地判定とします。地図番号2番、本人申し出で、農地として管理されていませんが、優良農地に面しているため、非農地判定としません。地図番号3番、本人申し出で、土地に盛り上がりがあり、残土置き場として使用していた可能性があるため、非農地判定としません。地図番号4番、本人申し出で、竹林が繁茂していますが、優良農地に面しているため、非農地判定としません。地図番号5番、本人申し出で、管理されておらず、農地として再生することは困難のため、非農地判定とします。地図番号6番、本人申し出で、農地として管理されていませんが、優良農地に面しているため、非農地判定としません。地図番号7番、本人申し出で、雑種地として使用されており、現況地目も雑種地となっているため、今回の調査では非農地判定としません。地図番号8番、本人申し出で、一部が駐車場として使用されており、違反転用されているため、非農地判定としません。地図番号9番、本人申し出で、山林化していて、農地としての再生は見込めないため、非農地判定とします。地図番号10番、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号11番、計2筆。山林化していますが、管理されている農地と隣接しているため、非農地判定としません。地図番号12番、山林化していますが、管理されている農地と隣接しているため、非農地判定としません。地図番号13番、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号14番、計2筆。山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号15番、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号16番、狭小地であり、農地としての再生は見込めないため、非農地判定とします。地図番号17番、計7筆。山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号18番、農地としての再生は見込めませんが、優良農地と連なっているため、非農地判定としません。地図番号19番、農地としての再生は見込めませんが、優良農地と連なっているため、非農地判定としません。地図番号20番、計2筆。農地としての再生は見込めませんが、優良農地と連なっているため、非農地判定としません。地図番号21番、計2筆。川に面しており、農地としての再生は見込めないため、非農地判定とします。地図番号22番、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号23番、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号24番、計2筆。本人申し出で、山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号25番、計3筆。山林化していて、耕作困難なため、非農地判定とします。地図番号26番、農地として使われていませんが、優良農地に囲まれているため、非農地判定としません。地図番号27番、農地として再生可能で、優良農地に囲まれているため、非農地判定としません。地図番号28番、農地として再生は可能なため、非農地判定としません。地図番号29番、農地として再生は可能なため、非農地判定としません。地図番号30番、狭小地で、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号31番、狭小地で、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号32番、農地としての再生は見込めませんが、管理されているため、非農地判定としません。地図番号33番、建物があり、違反転用されているため、

非農地判定としません。地図番号34番、山林化していますが、周辺に耕地が広がっており、1種農地のため、非農地判定としません。地図番号35番、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号36番、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号37番、農地として使われていませんが、管理されているため、非農地判定としません。地図番号38番、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号39番、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号40番、山林化しており、農地としての再生は困難なため、非農地判定とします。地図番号41番、農地として使われていませんが、管理されているため、非農地判定としません。地図番号42番、農地として使われていませんが、一部管理されているため、非農地判定としません。以上です。

議 長
3番委員

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

整理番号30、31番についてです。こちらの土地が河川に面しており、農地としての再生は見込めないため、非農地にするとのことでしたが、河川の付近の農地は非農地にできないとの認識でございました。ご確認お願いいたします。

濱上主事

農業委員会が該当の農地に非農地の証明を出して、法務局の判断にて地目は変更できると思いますが、確認にお時間ください。今総会では保留でお願いいたします。

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。協議事項(1)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号30番、31番を保留とし、2番から4番、6番から8番、11番から13番、26番から29番、39番から42番、45番から47番、50番、54番から55番は、非農地には該当しないこととし、整理番号1番、5番、9番から10番、14番から25番、32番から38番、43番から44番、48番から49番、51番から53番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(1)遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、整理番号30番、31番を保留とし、2番から4番、6番から8番、11番から13番、26番から29番、39番から42番、45番から47番、50番、54番から55番は、非農地には該当しないこととし、整理番号1番、5番、9番から10番、14番から25番、32番から38番、43番から44番、48番から49番、51番から53番を非農地とすることに承認とすることに決定いたします。

議 長

次に協議事項(2)令和6年度最適化活動の点検・評価について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

田中主任

◇(説明)

議 長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇◇◇

◇(意見、質問等なし)

議 長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。令和6年度最適化活動の点検・評価について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇◇◇

◇(挙手)

議 長

全員賛成でありますので、協議事項(2)令和6年度最適化活動の点検・評価について、原案を承認とすることに決定いたします。

議 長

次に、182ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- | | |
|----------------------------|-----|
| (1) 法第4条の届出書の受理状況 | 4件 |
| (2) 法第5条の届出書の受理状況 | 18件 |
| (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 | 9件 |
| (4) 現況証明交付状況について | 2件 |

議 長

また、報告事項(5)は、第4回総会において許可とした、法第5条の農地転用4件について、

群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議 長

それでは、以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、『総会を閉会』といたします。

